

令和 7 年度富里市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 に関する方針

令和 7 年 4 月 1 日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等について適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項各号に定める施設とする。

4 情報の提供

この調達方針の担当部署は、健康福祉部社会福祉課とする。

5 調達の対象となる物品等

この方針が調達を推進する物品等は、次に掲げるものとする。

(1) 物品

- ア 食品類（弁当、焼き菓子等）
- イ 農作物類（野菜、花苗等）
- ウ 生活雑貨類（石けん、木工品等）
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 施設清掃
- イ 印刷製本及び封入
- ウ クリーニング
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

調達の目標額は次のとおりとする。

- (1) 令和7年度目標額 197,000円以上

7 調達の推進方法

障害者就労施設等から物品等の調達を推進するため、次の方法を実施する。

- (1) 担当部署は障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、適用部署に対してその情報を提供する。
- (2) 適用部署は障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう努めるとともに、適応部署の関係する団体等に担当部署からの情報を提供する。

8 公表

担当部署は、次の事項を市ホームページ等により公表するものとする。

- (1) 調達方針 作成した時又は改定した時
- (2) 調達実績 出納閉鎖後1か月以内